

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構認証評価手数料取扱要項

平成17年3月23日

機構長裁定

最終改正 平成31年4月9日

(目的)

第1 この要項は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構認証評価手数料規則（平成16年規則第92号）第3条の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が実施する学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項及び第3項並びに第123条において準用する第109条第2項に規定される認証評価（以下「認証評価」という。）の評価手数料（以下「認証評価手数料」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(認証評価手数料の請求)

第2 機構は、認証評価の申請を受理したときは、当該申請のあった大学及び高等専門学校（以下「申請大学等」という。）あてに、認証評価手数料の請求書を送付するものとする。

2 前項に規定する請求書の送付は、原則として申請大学等の認証評価を実施する年度の4月末日までに行うものとする。

(徴収方法)

第3 認証評価手数料は、原則として一括して徴収するものとする。

(納入の期限及び方法)

第4 認証評価手数料の納入の期限は、認証評価を実施する年度の6月末日とする。なお、やむを得ない事由により分割して納入する場合は、認証評価を実施する年度の6月末日及び10月末日の2回とし、それぞれ認証評価手数料の半額を納入するものとする。

ただし、納入の期限等について機構と申請大学等との間において協議し、別に定める場合はこの限りでない。

2 前項に規定する認証評価手数料は、機構が指定する金融機関口座へ振り込むものとする。その場合の振込みに要する費用は、申請大学等が負担するものとする。

3 機構は、第1項に規定する納入の期限までに申請大学等から認証評価手数料の納入がない場合は、当該申請大学等に文書により催告を行うものとする。

4 認証評価手数料に遅延利息は付さないものとする。

(天災等による評価の中止)

第5 天災、その他やむを得ない事由により認証評価の実施が困難になった場合は、機構は、当該申請大学等に対し既納の認証評価手数料の全額を返還するものとする。

2 前項に規定する認証評価手数料の返還は、申請大学等が指定する金融機関口座へ振り込むものとする。その場合の振込みに要する費用は、機構が負担するものとする。

(取下げによる評価の中止)

第6 申請大学等の都合により自己評価書の提出前に認証評価の申請の取下げがあった場合は、機構は当該申請大学等に対し、既納の認証評価手数料の全額を返還するものとする。

2 前項に規定する認証評価手数料の返還は、申請大学等が指定する金融機関口座へ振り込むものとする。その場合の振込みに要する費用は、申請大学等が負担するものとする。

(その他)

第7 認証評価手数料の取扱いに関し、この要項に定めのない事項については、別に定める。また、機構と申請大学等との間において取決めする必要がある事項については、双方で協議の上、定めるものとする。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月12日）

この要項は、平成17年7月12日から施行する。

附 則（平成18年3月30日）

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月12日）

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月10日）

この要項は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成24年3月30日）

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日）

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月9日）

この要項は、令和元年5月1日から施行する。

【例】（機構と申請大学等との間での別途協議事項に係る取決め）

認証評価手数料の取扱いに係る取決書

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 機構長 ○○○○（以下「甲」という。）と ○○大学 ○○○○（以下「乙」という。）は、乙が（元号）○年○月○日に申請し、甲が申請受理した○○大学に係る大学機関別認証評価（以下「認証評価」という。）に係る認証評価手数料の取扱いについて、次の条項により取決めを行うものとする。

（認証評価手数料の納入額）

第1条 乙は、認証評価の実施に係る認証評価手数料 金○○○○円を甲に対して納入するものとする。

（納入の金額及び期限）

第2条 納入する認証評価手数料及び納入期限は次のとおりとする。

第1回目	金○○○○円	納入期限	（元号）○年○月○日
第2回目	金○○○○円	納入期限	（元号）○年○月○日

（認証評価の実施中止等）

第3条 甲は、乙が認証評価手数料を所定の納入期限までに納入しないときは、文書により催告を行うものとする。

2 催告後、30日以内に納入がされないときは、甲は、認証評価の実施を中止できるものとする。

3 納入までの遅延利息は付さないものとする。

（取決めの効力）

第4条 この取決めは、乙にかかる認証評価の実施中、その効力を有するものとする。

（その他）

第5条 この取決めについての必要な細目及び定めのない事項については、甲、乙で協議して定めるものとする。

上記の取決めの成立を証するため、甲、乙は次に記名、押印するものとする。

この取決書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

(元号) ○○年○○月○○日

甲 東京都小平市学園西町1丁目29-1
独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構
機構長 ○○ ○○

乙 ○○大学 ○○ ○○